

カルテなど診療情報の開示を希望される方へ

医療法人友心会 中島医院

当院では 患者さんがご自身の病気や状態を理解され 医療者との信頼関係に寄与することを願って、患者さんからの「カルテや医療画像などの診療情報の開示(以下「開示」)の希望があれば開示しています。ただし 開示にあたっては 法律上の守秘義務 および個人情報保護法がありますので厳密な書類手続きを要します。

開示を希望されるかたは下記をご覧くださいとうえで手続きしてください。

◆開示申請することができる方

- 1.申請日からさかのぼって3年以内に当院を受診された患者さんご本人で、申請時に満15歳以上の方(ただし 成年被後見人などを除きます)。
- 2.法定代理人(親権者・後見人・弁護士など)
- 3.患者さんの身の回りを世話している親族またはそれに準ずる方
- 4.遺族の方 ただし死亡された日の翌日から起算して3年以内の期間に限ります。

◆開示申請の方法

診療情報開示請求書に必要な書類を添付して、当院受付にお持ち下さい。

◆開示の可否

原則として申請書が受理された日から14日以内に回答書にて開示の可否を通知します。回答書には 開示の可否 日時 方法 開示立ち会いされる方(最大3名)をお知らせします。記録の複写の郵送のみを御希望の場合は事情をうかがったうえで可否を検討します。次のいずれかに該当する場合、診療記録等の一部又は全部を開示しないことがあります。

- ・診療情報の提供、診療記録の開示が、患者本人の心身状況を著しく損なうおそれがあるとき
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・医療機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・2011年以前の診療情報。

◆開示する内容

- 1 診療録(カルテ)
 - 2 医療用画像(レントゲン 内視鏡 CT MRIなど)
- いずれも2012年以降の当院での記録が開示の範囲です。
ほかの医療機関で作成された紹介状などの文書は開示の対象外です。

◆開示の実施

回答書に記載している日時に、回答書及び身分証明書類をご持参のうえ、当院までお越しください。診療録(カルテ)、医療画像を閲覧および複写することができます。

会場の都合で、開示を受ける人数は立会人を含めて一度に最大3名とします。

閲覧時間は医師との面談も含めて原則1時間以内としています。なお、当院の職員1名が同席する事があります。

開示申請書に記入のない方がお見えになった場合、および公的証明書(保険証、運転免許証、住民票など)を持参されなかった場合は、開示を実施しませんので予めご承知ください。

◆開示の費用

手数料、複写費用など下記のとおり定めます。

- ①申請手数料 2,000円(税別)／1回、開示申請書に添えてお支払い下さい。
申請手数料は、診療情報を開示しないこととなっても返金いたしません。
- ②医師の面談料5,000円(税別)／1時間、面談を望まない方は不要です。
- ③複写費用
診療録等 10円(税別)／A4用紙1枚
画像等 1,000円(税別)／CD-R1枚
- ④郵送手数料 500円(税別)／1回
- ⑤指定の書式作成 5,000円(税別)／A4用紙1枚

以上